



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

		2 1 1 1 2 11 11	
令和5年8月28日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担 当 係	担当者	電 話 番 号
保健医療課	精神保健福祉係	奥村	内線 3313 直通 058-272-8278 FAX 058-278-2624

9月10日から16日は自殺予防週間です

自殺対策を推進するためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及 啓発することが重要です。このため、自殺対策基本法では、9月10日から9月16日ま でを「自殺予防週間」と位置付けています。

全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年は過去最多となっていることや、子どもや若者の自殺が長期休暇明け前後に増える傾向にあることなどを踏まえ、 県では自殺対策として、以下について取り組んでいます。

記

1 こころのサポート相談「ほっと♡ぎふ」(LINE相談窓口)

生きづらさを抱える若年層や女性などに対して、より相談しやすい環境を整えるため、臨床心理士等の専門職によるSNS(LINE)を活用したチャット形式の相談窓口を設置しています。

また、相談を受け付ける公式LINEアカウントでは、電話相談などのLINE以外の相談窓口も確認することができますので、「友だち登録」をお願いします。

○実施期間:令和6年3月までの毎週日曜日

○相談時間:各日19時~翌3時まで(最終受付2時30分)

○相談方法:岐阜県内にお住まいの方であれば、どなたでもご利用いただけます。

公式LINEアカウントであるこころのサポート相談「ほっと・ぎふ」を友だち登録し、日曜日の相談受付時間にLINEアプリで相談してく

ださい。相談の受付状況により、すぐに返信できない場合があります。

○友だち登録の方法:

二次元バーコードを読み取って追加



LINE

2 電話相談による「こころの相談窓口」の開設

新型コロナウイルス感染症の影響等によるストレスや不安、生きづらさを感じるなどの様々な悩みに関する相談体制を強化し、県精神保健福祉センターに「こころのケア専用ダイヤル」等の回線を設けています。下記2つの電話相談窓口にて、臨床心理士等が県民の皆様からの相談に応じます。

① 「こころのケア専用ダイヤル」

○実 施 日:毎週月・水・金曜日(祝日を除く)

○時 間 帯:各日の10時~12時、13時~15時

○電話番号:090-5610-7578

② 「こころの相談窓口」

○相談時間:平日(祝日を除く)9時~12時、13時~17時

○電話番号:058-231-9724

3 インターネットの検索連動型広告を活用した相談窓口の普及啓発

県内で、パソコンやスマートフォンのインターネット検索エンジン(Google など)から「死にたい」、「自殺したい」などの自殺に関連する語句を検索すると、画面に相談窓口につながる広告が表示されます。広告をクリックすると、県精神保健福祉センターの相談窓口紹介ページにつながります。

○実施期間:令和6年3月まで

○表示イメージ:

死にたい

検索

誰かに話して楽になりませんか?

一岐阜県の相談窓口-

広告 www.pref.gifu.lg.jp

親にも友達にも打ち明けられない。そんな悩みを私たちに話して心を軽くしませんか?

〇相談窓口: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7540.html

4 SNSを活用した相談窓口の普及啓発

若年層への自殺防止対策として、SNS(LINE)の広告を活用して相談窓口の普及啓発を実施します。

SNSにアクセスしている県内の若年層に向けて、自殺防止対策に関する相談窓口等の広告を表示させます。広告をクリックすると、県精神保健福祉センターの相談窓口紹介ページにつながります。

○実施期間:令和5年9月及び令和6年3月

5 法律とこころの相談会の開催

多重債務、解雇、生活苦、健康問題などのさまざまな困難を抱えて苦しまれている 方が、うつ病等により「自殺」に追い込まれてしまうことがあります。専門家に相談 することで、心の負担が軽くなるとともに、解決の糸口が見つかる可能性があること から、弁護士と臨床心理士による「法律とこころの相談会」を開催しています。

○実施期間:令和6年3月まで

○開催場所:保健所、県総合庁舎又は障がい者総合相談センター等

○申込方法:別添の日程表を確認いただき、各会場の「相談の申し込み先」の保健所

及び県精神保健福祉センターに電話にてお申し込みください。定員とな

り次第締め切らせていただきます。